

令和4年度

国民健康保険事業計画書

赤平市市民生活課  
医療保険係・国保賦課徴収係

## 第1 令和4年度における事業運営の重点事項

赤平市の国民健康保険は、人口の減少に比例して被保険者数は年々減少傾向となっているが、被保険者の急速な高齢化や高度医療の普及等により、一人当たりの医療費は増加傾向にある。さらには長引く景気低迷による地域経済への影響等により、他の市町村と比較して被保険者の収入が低く、保険税の軽減に該当する低所得者層の比率が高い状況が続いている。そのため保険税の収納率はここ数年改善傾向にあるが、より一層の保健事業の充実や収納体制の強化が求められている。

このような状況から、平成30年度より都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者となり、主に財政運営の主体を担うこととなった。こうしたことから、国民健康保険事業の運営の安定化が図られることとなったが、本市においても従前どおりではあるが、下記の事項について推進を図り、特に特定健康診査・特定保健指導を中心とした保健事業の推進、滞納者対策を中心とした保険税収納率の向上対策の推進を重点項目と位置づけて実施する。

- 1 財政健全化対策の推進
- 2 保険税収納率向上対策の推進
- 3 保健事業の推進
- 4 医療費適正化対策の推進
- 5 適用の適正化の推進
- 6 その他

## 第2 事業実施の留意事項

### 1 財政健全化対策の推進

当市の国民健康保険特別会計は、昭和53年に赤字に転じて以降、長きに渡り赤字決算(赤字額のピークは平成16年度の10億5130万8千円)となっていたが、一般会計からの適正な繰入の実施や赤字補填に対する繰入の実施、保険税率の改定等により、平成21年度にほぼ30年ぶりに黒字決算とすることができた。それ以降、赤字決算とならないために、一般会計からの単年度赤字の補填分の繰入を行ったが、平成24年度を最後に赤字補填分の繰入を行わないで黒字決算となっている。その黒字額も平成26年度決算時で2億円を超えたため、平成27年度中に基金(赤平市国民健康保険事業財政調整基金)を設置し、2億3044万5千円を積み立てることができた。

令和3年度の決算の見通しとしては、平成30年度から都道府県単位化がによる制度改正がスタートし、北海道が市町村とともに一保険者となり、主に財政運営の主体を担うこととなったことにより、市町村の保険給付費の全額が北海道より交付されることとなったが、一方では新たに事業費納付金を市町村が北海道に対して負担することとなった。この事業費納付金は、北海道全体での医療費を推計し、これに係る財源を差引したのち、市町村ごとの医療費指数や被保険者の加入状況や所得の水準により、一定のルールで算定することになっており、北海道からは合わせて事業費納付金を賄うための標準税率が示されることとなったが、本市においては標準税率は採用せずに、従前どおりの保険税率の算定方法によることとした。こ

これらの結果、今年度においては赤字決算とならない見通しとなったため、基金からの繰入は行わなかった。歳出の保険給付費は増加の見込となったものの、被保険者一人当たりの療養諸費は減少となる見通しとなっている。この結果、令和3年度の決算剰余金は5千3百万円程度になる見通し。前年度からの繰越金や基金積立金などを除いた単年度の実質収支においても、3千万円前後の黒字の見通しで、年度末の基金残高の見込は4億4千万円をとなっている。

令和4年度の予算編成においては、国保制度改革の5年目として、北海道より通知された事業費納付金及び標準税率を参考としながら編成作業を行った。ただし、医療費の推計は北海道が行った額と、従前どおりに市で行った額との間に乖離があったため、編成においては市独自の額を採用することとした。また、一般会計の負担分(事務費、人件費、保険税軽減に対する補填など)についても適正に算定し、法定外の繰り入れについては地方単独事業の波及増に伴う国庫負担金の減額分の補填のみとした。結果として単年度赤字が発生する予算編成となったが、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入金を予算計上して編成した。なお、保険税については、国の基準の変更に合わせて軽減判定の際に用いる所得判定基準の額の変更のほか、国基準を遵守した賦課限度額の改正、国保制度改革以後の税負担のあり方をどうすべきかを含めて検討し、あわせて国民健康保険運営協議会に諮る予定である。そのほか、実際の執行にあたっては、医療費の動向や保険税の確保、さらには国の動向等に対して適宜対応することとする。

## 2 保険税収納率向上対策の推進

保険税の完全収納は、税収入の確保もさることながら、被保険者間の負担の公平を確保する観点からも極めて重要であり、特に、収納率の向上は当市の行政努力を対外的に示すものであるとともに、財政運営の基本となることから、以下のとおり対策を講じることとする。

全市的な収納対策として「赤平市市税等収納向上対策本部」を設置し、悪質な滞納者に対し行政サービスの制限を実施するほか、短期被保険者証・資格証明書の交付や財産等の差し押さえを行うなど、保険税の収納率の向上を図るとともに、被保険者間で税の負担が不公平とならないように努める。

また、収納方法についても都度検討し、平成28年度よりコンビニ収納を開始するなど被保険者が納付しやすい環境整備に努める。

年度	収納率	口座振替	特別徴収	自主納付 H28よりコンビニ 収納含む	戸別徴収
平成25年度	95.59%	35.63%	22.36%	40.23%	1.78%
平成26年度	95.12%	35.72%	20.29%	42.09%	1.90%
平成27年度	94.19%	35.27%	23.26%	39.31%	2.16%
平成28年度	94.82%	34.62%	23.44%	40.16%	1.78%
平成29年度	95.58%	31.00%	25.24%	42.22%	1.54%
平成30年度	93.84%	32.36%	27.23%	39.04%	1.37%
令和元年度	94.58%	29.40%	28.45%	41.16%	0.99%
令和2年度	96.93%	29.13%	27.93%	41.94%	1.00%
令和3年度見込	95.00%	29.00%	30.00%	40.00%	1.00%

※税額ベース

### 3 保健事業の推進

保健事業の推進にあたっては、第2次赤平市健康増進計画を基本計画と位置づけて策定予定の「第2期 赤平市保健事業総合計画(データヘルス計画)」(平成31年度から5年間の計画期間)、を中心に事業を実施する。従前より取り組んでいる特定健診・特定保健指導は、引き続き広報誌やホームページ等を利用して、必要性や重要性についての理解が進むように努めるとともに、毎年継続して受診していただくような取り組みと、未受診者が受診していただけるような環境づくりを、市内の医療機関や健康づくり推進担当部局と協力しながら推進する。さらには、レセプトデータや特定健診データ等で見えてきた当市の課題である、「高血圧疾病」対策の事業を推進する。

その他、健康づくりに関する様々な啓発活動を、主に健康づくり推進担当部局をはじめとする関係各課と協力しながら実施し、被保険者に健康についての意識を持ってもらうよう努める。

### 4 医療費適正化対策の推進

当市の国民健康保険被保険者にかかる医療費は、他市町村と比較して高額となっており、これにより保険税負担の増加を招く一因となり、保険財政の健全運営に影響を及ぼしていることから、レセプトデータや北海道国民健康保険団体連合会から提供される各種統計資料、KDB(国保データベース)システム等を活用し、医療費の実態を把握・分析し、高医療費の要因把握に努め、適正化の対策を講ずる。

現在、レセプトデータについてはほぼ電子化されており、1次点検については北海道国民健康保険団体連合会が、2次点検については市の会計年度任用職員1名が中心となってレセプト点検を行っている。点検による医療機関への重複受診や多受診と疑われる被保険者については、健康づくり推進担当部局の保健師の協力のもと直接指導等を行っている。

その他、医療費通知を年6回(12ヶ月分)発行し、その際啓発用のパンフレットを同封するなど健康づくりに対する意識高揚に努めるほか、後発医薬品の普及促進のため、新規加入者に「後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カード(被保険者証ケース型)」を配布するほか、年2回(7月・11月調剤分)利用差額通知を発行する。

### 5 適用の適正化の推進

適用の適正化については、事業運営の基本であると同時に、被保険者の医療の確保及び事業運営の健全化に極めて重要であることから、被保険者の的確な把握、早期適用を図るための必要な方策を講ずるなど適用の適正化を推進する。

具体的には、年金情報による国保喪失者の把握及び喪失手続き等の勧奨、遡及加入者については世帯構成や所得の確認など適正な措置を講ずることとする。

### 6 その他

#### ・広報活動の強化

国保事業の円滑な運営のためには、被保険者、運営協議会委員及び市議会議員等関係者の理解と協力が不可欠であることから、制度の趣旨、目的の普及について、様々な機会を十分活用するとともに、広報誌や市のホームページなどを通じて反復して周知徹底を図るものとする。

#### ・職員の研修

国保事業に携わる職員として、円滑な事業運営を図るため、保険税の徴収や制度の仕組み、国保事業の現状、適正な業務の実施方法等についての理解を深める事が不可欠なことから、北海道、北海道国

民健康保険団体連合会、北海道市長会等が主催する各種研修会等に積極的に参加するものとする。

主な参加予定の研修等は以下のとおり。

時期	名称	主催	開催地
5月	国保事業状況報告システムブロック別説明会	国保連	札幌市
5月	国保総合・国保情報集約システムブロック別説明会	国保連	札幌市
6月	国保データベース(KDB)システム説明会	国保連	札幌市
7月	国保事務研究会	国保連	札幌市
7月	国民健康保険実務講習会(初任者研修)	国保連・北海道	札幌市
7月	国保主管者会議	市長会	函館市
7月	国保データヘルス推進研修会	国保連	札幌市
8月	特定健診データ管理システム研修会	国保連	札幌市
8月	レセプト確認事務講習会	国保連	札幌市
9月	国保事業費納付金等算定情報作成支援ブロック説明会	国保連	札幌市
10月	国保事務担当者研究会	市長会	富良野市
10月	国保保健事業・健康づくり担当課長等研修会	国保連	札幌市
11月	管内レセプト点検担当職員研修会	国保連	岩見沢市
11月	生活習慣病予防対策担当者研修会	国保連	札幌市
随時	国民健康保険市町村連携会議	北海道	札幌市
未定	第三者行為求償事務講習会	国保連	札幌市
未定	保険料(税)収納率向上対策事務研究会	国保連	札幌市
	国民健康保険関係 各種研修会等	北海道ほか	

#### ・不正及び事故の防止

職員の不正及び事故の防止については、不正及び事故の発生を未然に防止するため、事務処理方式の見直し、相互けん制体制等の充実及び自主監査の実施等、不正及び事故の防止に万全を期すこととする。

#### ・診療報酬明細書の保存及び個人情報保護の徹底

診療報酬明細書は、診療報酬請求の重要な証拠品であり、個人の医療情報が記載されたものであるため、紛失や情報漏えいが起きないように、市の情報管理担当部局や北海道国民健康保険団体連合会と連携しセキュリティ対策を講じる。また、平成28年10月より社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度がスタートし、社会保障関係の事務に個人番号(マイナンバー)の記載が原則義務付けられた。当市の国民健康保険業務においても例外ではなく、各種申請や手続書類のほとんどに世帯主や被保険者の個人番号の記載が必要となったため、書類の保管方法はより一層の厳重さが求められることとなる。